

県 内

測量・建設コンサルタント等

※業者名を50音順に記載し、次に掲げる規定により登録がある場合は「A」を、登録がない場合は「B」を付している。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条
- ・ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条
- ・ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）
- ・ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条
- ・ 計量法（平成4年法律第51号）第107条

